

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

平成30年9月28日

長野県上伊那広域水道用水企業団  
企業長 白鳥政徳

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事  
(2) 箇所名 箕輪浄水場  
(3) 概要  
次亜生成装置電極板交換修繕工事 一式

(4) 期間 契約日から平成31年3月22日まで

(5) 支払条件

ア 前金払 有  
イ 部分払 無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札者決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

(1) 入札参加資格(共通)	<p>○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。                  ○長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。                  ○公告日現在の長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること。                  ○長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。</p>
(2) 入札参加資格業種及び区分	○電気工事 A、B
(3) 施工実績に関する要件	○過去に箕輪浄水場と同等(80kg-c <sub>02</sub> /日以上)の次亜生成装置電極板の交換実績がある者
(4) 配置予定技術者に関する要件	○主任技術者を配置できること。
(5) 建設業の許可に関する要件	○特定建設業又は一般建設業

3 入札手続等

手続等	期間、期日及び期限	場 所
設計図書の閲覧(入手)	平成30年9月28日(金)から 平成30年10月16日(火)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス <a href="http://kamiina-suidou.jp/">http://kamiina-suidou.jp/</a>
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	平成30年9月28日(金)から 平成30年10月4日(木)まで 午後5時まで  (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス <a href="mailto:kamiinaw@d7.dion.ne.jp">kamiinaw@d7.dion.ne.jp</a>
回答の閲覧期間	平成30年10月5日(金)から 注)2のとおり  最終回答期限 平成30年10月9日(火)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス <a href="http://kamiina-suidou.jp/">http://kamiina-suidou.jp/</a>
入札書等の提出開始日 及び提出期限	①入札書等提出開始日 平成30年10月15日(月) 注)3のとおり  ②入札書等提出期限 平成30年10月16日(火) 午後5時15分 注)4のとおり  ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先)  〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局

開 札 日	平成30年10月18日(木) 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	平成30年10月24日(水)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「9 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載するとともに、企業団事務局での閲覧により公表します。

- 4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無  
この入札は、最低制限価格を設けます。

(注) 最低制限価格を設ける入札にあつては、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札候補者になることはできません。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に「6 入札参加資格要件審査書類」に掲げる書類を持参し、提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日(休日を除く)以内に行いファクシミリ及び電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適格通知書(以下「不適格通知書」という)により通知します。  
不適格通知書を受理した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの理由について説明を求められます。  
説明を求めた者へは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、書面により回答します。

6 入札参加資格要件審査書類

- (1) 長野県税及び市区町村税の未納が無い証明の写し（代表者個人の証明を含む）
- (2) 配置技術者の資格を証明する書類の写し
- (3) 配置技術者の恒常的雇用関係を証明する書類の写し

7 その他

- (1) 工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。
- (2) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室ください。
- (3) その他は「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

8 入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2  
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局  
電話 0265-79-1131 庶務係

9 外封筒及び中封筒貼付け用紙

(キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

キ リ ト リ

〒399-4601

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

**入札書等提出期限 平成30年10月16日(火)**

開札日 平成30年10月18日(木)

工事名 平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事

箇所名 箕輪浄水場

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

10 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

キ リ ト リ

入 札 用 封 筒 受 付 票

開札日 平成30年10月18日(木)

工事名 平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事

箇所名 箕輪浄水場

商号又は名称

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 受付

# 工 事 設 計 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

工 事 名	平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事	金抜き設計書
個 所 名	箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場内	
施 工 期 間	契約日 ~ 平成31年3月22日	

## 設 計 大 要

次亜生成装置電極板交換修繕工事 1式

## 起 工 理 由

次亜生成装置の機能維持のため

金 円

工 事 費	円
消費税相当額	円
計	円

変更請負算出

\_\_\_\_\_ × \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_

	当 初	変 更	変 更 増 ・ 減 額
設 計 額			
契 約 額			
消費税相当額			
計			



部品費										1式 明細書	第1号表
名称	品 種	形状寸法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
電極(陽極)					個	3					
電極(陰極)					〃	3					
中間極(穴有)					〃	7					
中間極(穴無)					〃	4					
冷却板(処理有)					〃	2					
ガスケット(アフラス)					〃	14					
ガスケット(SEP)					〃	18					
ガス分離弁体					〃	3					
ガス分離器フロート					〃	3					
計											

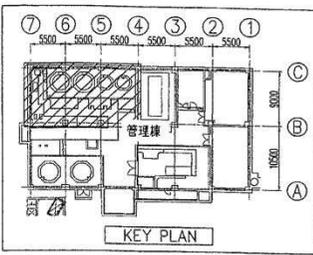
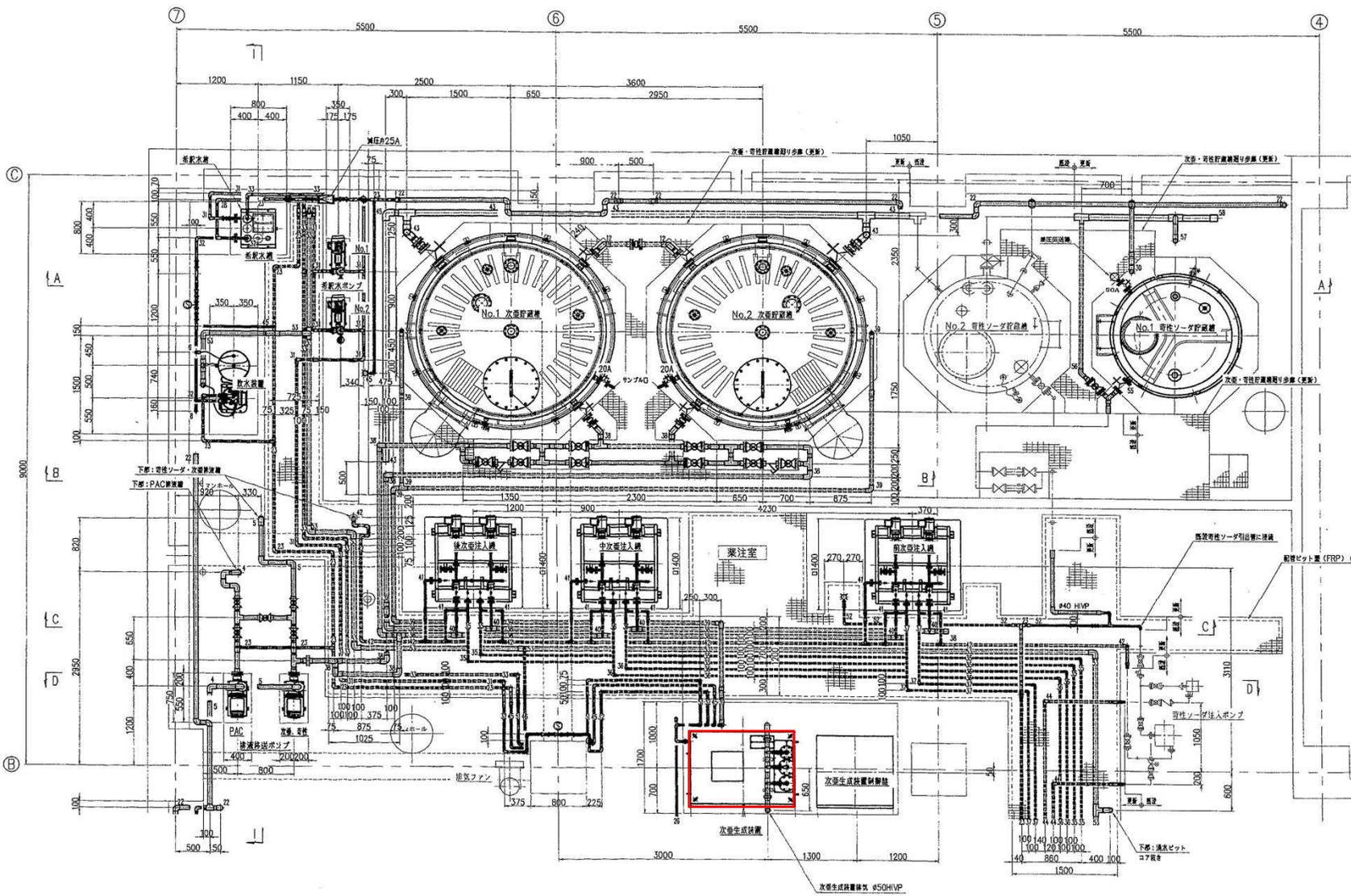
一般労務費										1式 明細書	第2号表
名称	品 種	形状寸法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
電工					人	4.8					
計											

技術労務費										1式 明細書	第3号表
名称	品 種	形状寸法	員 数	単 位 数 量	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技術者					人	19.2					
計											

# 平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事

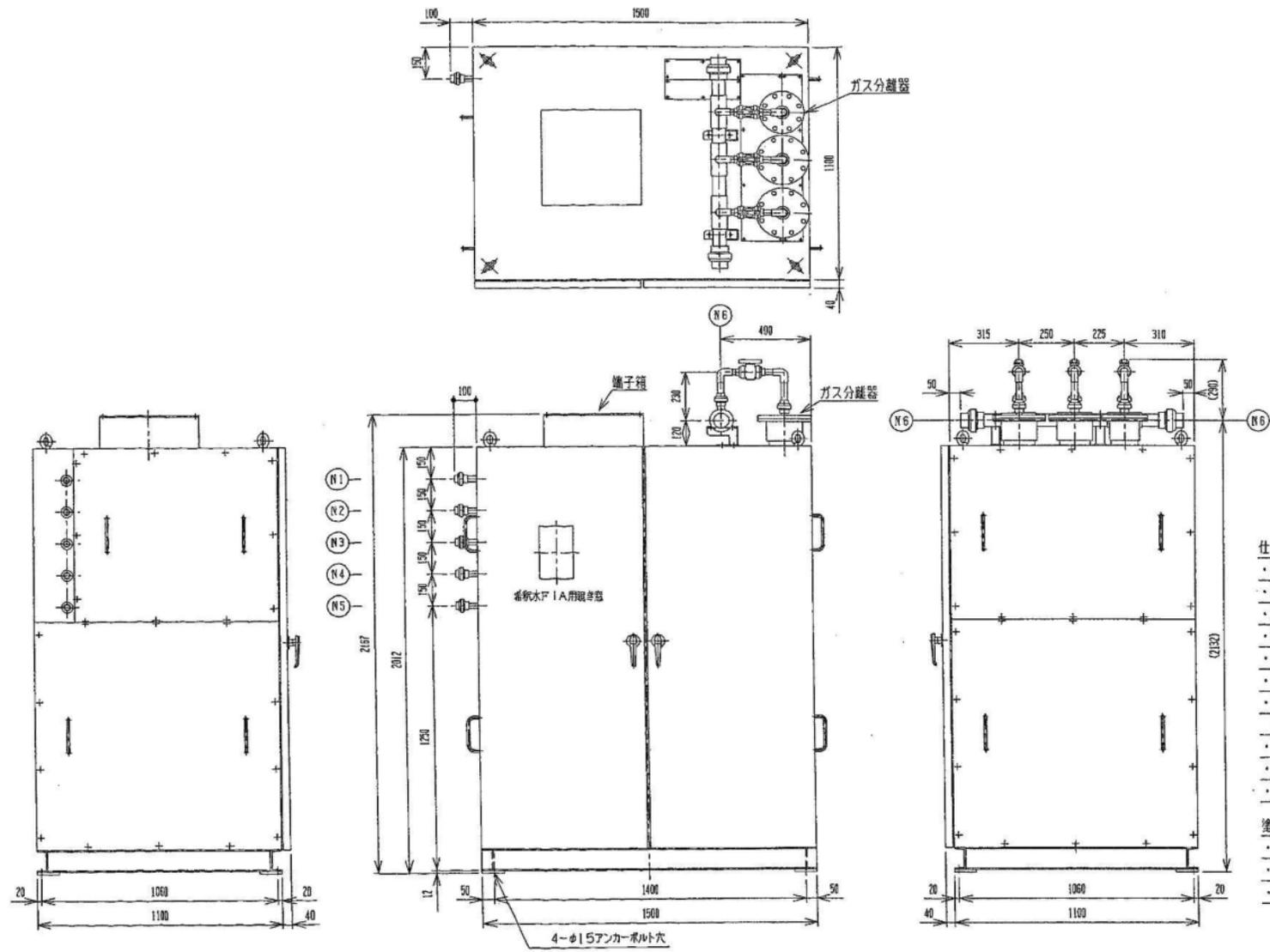
## 図 面

番号	図 面 名
1	薬注室 平面図
2	次亜生成装置 外形図
3	次亜生成装置内フロー
4	次亜生成装置 電解槽組立図



1. PAC注入 #50 HVP (他機)
2. 次亜注入 #50 HVP (他機)
3. 苛性ソーダ入 #50 HVP (他機)
4. PAC調整弁 #50 HVP
5. 次亜・苛性ソーダ #50 HVP
6. 調整弁引出 #25 HVP
7. 調整弁引出 #40 HVP
8. 調整弁引出 #20 HVP
9. 排水 20A SGP-VB (他機)
10. PAC排水 #25 HVP
11. PAC排水 #75 HVP
12. 排水 #50 HVP
13. PAC排水 #50 HVP
14. 排水 #25 HVP (他機)
15. 一次排水 #25 HVP (他機)
16. 調整弁引出 #25 HVP (他機)
17. 二次排水 #25 HVP (他機)
18. 排水 #25 HVP (他機)
19. 排水 #25 HVP (他機)
20. 多相用排水 80A SGP-VB (他機)
21. 多相用排水 80A SGP-VB (他機)
22. 排水 #50 SGP-VB (他機)
23. 排水 #25 HVP (他機)
24. PAC排水 #20 HVP
25. PAC排水 #20 HVP
26. 排水 #20 HVP
27. 調整弁 #25 HVP
28. 排水 #25 HVP
29. 次亜・苛性ソーダ #25 HVP
30. 排水 #50 HVP (他機)
31. 排水 #25 HVP
32. 排水 #20 HVP
33. 調整弁引出 #25 HVP
34. 調整弁引出 #50 HVP
35. 調整弁 #16 HVP
36. 調整弁 #16 HVP
37. 調整弁 #16 HVP
38. 調整弁 #50 HVP
39. 調整弁 #40 HVP
40. 調整弁 #16 HVP
41. 調整弁 #16 HVP
42. 調整弁 #25 HVP
43. 調整弁 #75 HVP
44. 調整弁 #25 HVP
45. 排水 #20 HVP (他機)
46. 排水 #20 HVP
47. 排水 #16 HVP
48. 調整弁 #75 HVP
49. 調整弁 #50 HVP
50. PAC排水 #16 HVP
51. 調整弁 #20 HVP
52. 排水 #16 HVP (他機)
53. 排水 #50 HVP
54. 苛性ソーダ入 #50 HVP
55. 苛性ソーダ引出 #40 HVP
56. 苛性ソーダ引出 #40 HVP
57. 苛性ソーダ #50 HVP
58. 苛性ソーダ #75 HVP

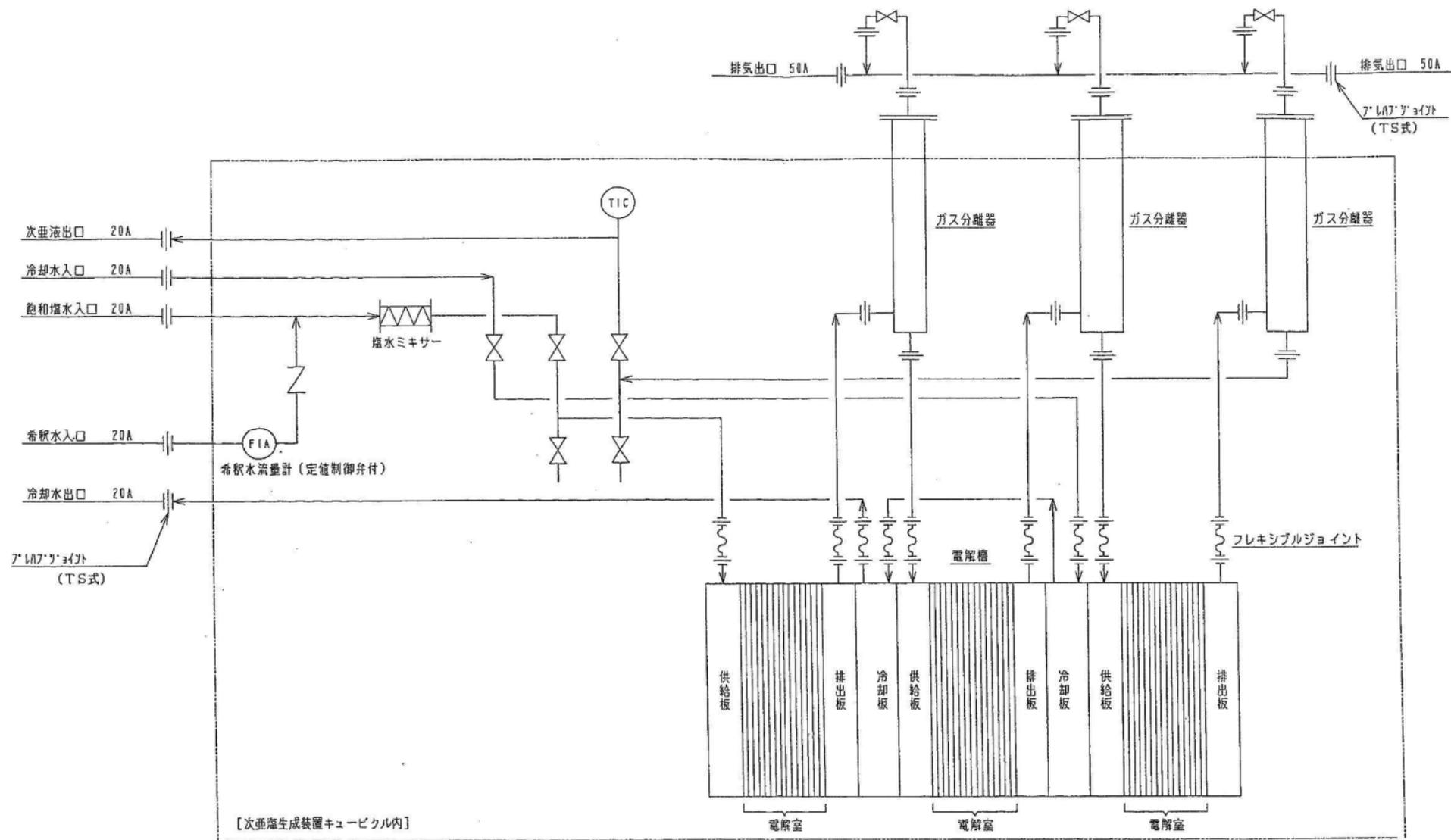
工事名 度	平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事	図面名 薬注室 平面図	図面番号 1
	NONE		



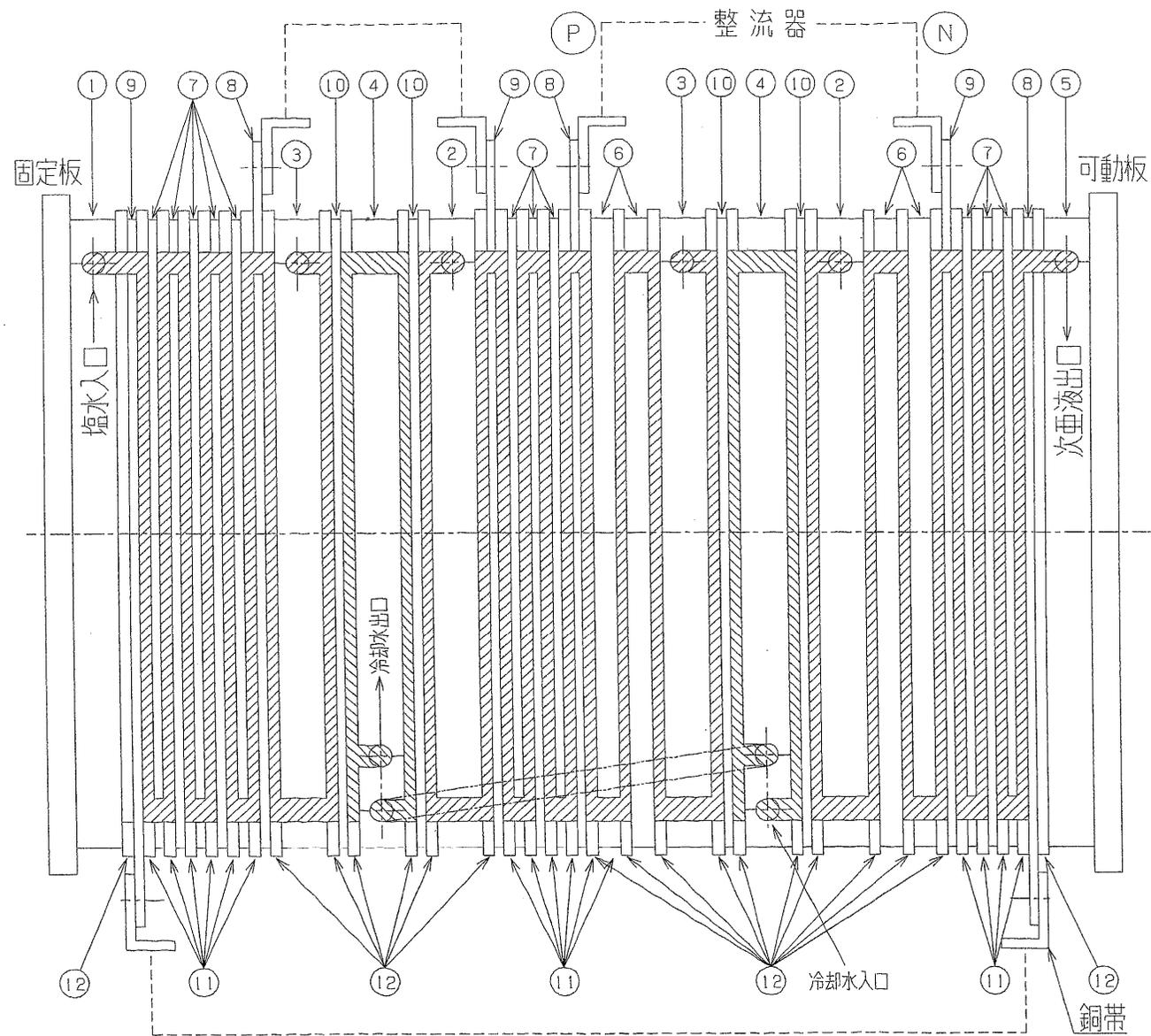
No	名称	数	仕様
N1	次亜清出口	1	20A TS式ジョイント
N2	冷却水入口	1	
N3	飽和塩水入口	1	
N4	希釈水入口	1	
N5	冷却水出口	1	20A TS式ジョイント
N6	排気口	2	50A TS式ジョイント

- 仕様**
- ・生成量：80kg-Cl<sub>2</sub>/日
  - ・有効塩素濃度：1.0%
  - ・冷却水量：Max. 1m<sup>3</sup>/H
  - ・機器質量：900kg、運転重量：940kg
  - ・キュービクル材質：ベースSUS304その他はSS400
  - ・キュービクル板厚：扉 $\tau$ 3.2その他は $\tau$ 2.3
  - ・扉はストッパー付、ハンドルハタキゲンA-140-1-1-5Y7/1  
キーNo. 200とする
  - ・キュービクル構造：側面板は取外し可(2分割、ローレット止め)
  - ・配管材質：水道用耐衝撃性硬質強化ビニール管(HIVP)
  - ・覗き窓は強化ガラス製とする
- 塗装色**
- ・キュービクル本体：色票No. G25-708(マンセル5Y7/1相当)
  - ・電解槽SS部："
  - ・ガス分離器："

工事 名 尺 度	平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事	図 面 名	次亜生成装置 外形図
	NONE	図面番号	2



工事 名 尺 度	平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事	図 面 名	次亜生成装置内フロー
	NONE	図面番号	3



	部品名称		部品名称
1	液流入板A	7	中間極
2	液流入板B	8	ターミナル陽極
3	液排出板A	9	ターミナル陰極
4	冷却水板	10	冷却板
5	液排出板B	11	ガスケット(アラス)
6	絶縁板	12	ガスケット(SEP)

6室1ユニット+4室2ユニット

工事名	平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事	図面名	次亜生成装置 電解槽組立図
尺	NONE	図面番号	4
度			

平成 30 年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事

特 記 仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

# 目 次

## 第1章 共通仕様書

第1節 一般事項	1-1
第2節 材 料	1-3
第3節 工事施工	1-3
第4節 実運転試験及び運転指導	1-6
第5節 検 査	1-7
第6節 提出書類等	1-7
第7節 保証期間	1-8

## 第2章 機器仕様

第1節 工事概要	2-1
第2節 工事対象装置	2-1
第3節 工事範囲	2-1
第4節 交換部品	2-1

## 第1章 共通仕様書

### 第1節 一般事項

#### 1. 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」という）が発注する下記工事に適用するものとする。

平成30年度 次亜生成装置電極板交換修繕工事

- 2) この特記仕様書に定めのない事項は、

「公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（公共建築協会）」

「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」

で定めるものとする。

- 3) 施工期間（工期） 契約日から平成31年3月22日までとする。

#### 2. 関係法令等の遵守

- 1) 請負者（以下「乙」という）は、甲の建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、乙の責任と費用負担において工事の円滑な進捗を図らなければならない。

- 2) 工事中、乙の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、乙の負担とする。

#### 3. 疑義の解釈

- 1) 本工事の設計図書に関する疑義は、入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。

- 2) 設計図書に疑義を生じた場合の解釈・本工事施工の細目については甲の解釈による。

- 3) 設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは、協議を受け甲が定めるものとする。

ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては乙の責任において施工しなければならない。

#### 4. 書類の提出

乙は、指定の日までに甲の定める様式による書類を提出しなければならない。

また、承諾行為に類する図書については、設計図書に従い、十分に現場実測・関連工事との調整を行った上、甲の監督員（以下「監督員」という）と協議し事前に承諾を得る資料を必要部数提出すること。

#### 5. 関係官公署等に対する手続き

- 1) 工事施工のため必要な官公署、電力会社、N T Tなどに対する手続きまたは交渉を要するときは乙が遅滞なく行い、それら機関との連絡を保たなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。
- 2) 乙は、その都度（事前、事後）結果を監督員に報告しなければならない。

## 6. 施設の保全

本工事は、責任施工とするもので乙の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または、既設構造物・機器等に汚染及び損傷等を与えたときには、乙は無償で甲の指定する期間内に補修または交換しなければならない。

## 7. 準拠すべき図書・関連規程等の適用

業務は、原則として下記に掲げる図書・関連規程等に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 1) 電気事業法
- 2) 電気工事士法
- 3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 4) 電気通信事業法，有線電気通信法
- 5) 電気用品取締法
- 6) 建築基準法
- 7) 消防法
- 8) 労働安全衛生法
- 9) 計量法
- 10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 11) 日本工業規格（JIS）
- 12) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- 13) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 14) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- 15) 日本電力ケーブル付属品工業会規格（JCAA）
- 16) 日本計量機器工業連合会規格（JMIF）
- 17) 内線規程
- 18) 電力会社供給約款
- 19) 日本水道協会規格（JWWA）
- 20) その他関連法令，条例及び規格

## 8. 事前調査

乙は、工事着手にさきだち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分実状把握の上工事を施工しなければならない。

## 9. 技術員派遣

乙は、工事にあたり、機器据付、試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。

#### 10. 設計変更

工事施工の結果、数量並びに材質に差異を生じた場合は請負率により設計変更を行うものとする。ただし、軽微なる変更については、設計変更は行わないものとする。

#### 11. 打合せ会議

乙は、監督員が主催する工程、設計及び検査等の打合せ会議に必ず出席せねばならない。

### 第2節 材 料

#### 1. 材料の規格

使用材料は全て日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、電気設備技術基準、電気用品取締法、消防法、水道協会規格（JWWA）等に適合しなければならない。さらに、設置地区による電力会社等の制定した型式についても適合しなければならない。また、機材器具及び材料は原則として同種製品の同種部品において、完全な互換性のあるものでなければならない。

#### 2. 材料の数量

設計書に明示した材料の数量は参考とし、数量に変更が生じた場合は、監督員と協議の上必要により設計変更の対象とする。なお、乙側の起因による変更、または既設機器と異なる制作者を選定した場合で、それにかかる材料の変更、複合工費等にかかる費用については設計変更の対象としない。

### 第3節 工事施工

#### 1. 一般事項

乙は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。

#### 2. 写真撮影

- 1) 乙は、監督員の指示に従い、工事写真を適時撮影し、工程順に整理編集し提出しなければならない。
- 2) 工事写真は次の事項を撮影すること。
  - (1) 工事着手前と完成後の現地状況の記録（同位置で撮影）
  - (2) 工事施工中の記録
  - (3) 工事完成後、外面から明視できない材料及び出来形寸法等の記録
  - (4) 品質特性値（強度・密度）を試験機器で測定している試験実施状況の記録
  - (5) 工事の施工を設計図書に基づいて施工していることを証明する施工状況の記録
  - (6) 工事の施工に伴って第三者に与えた被害または損害の状況の記録

(7) 工事の施工中に発生した災害等による災害状況と災害規模の記録

3) 工事写真には、工事名、工事箇所、請負業者名及び写真の撮影内容を記載した銘板を使用し撮影すること。

### 3. 特許権の使用

工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対照となっている施工方法を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

### 4. 仮設物

1) 乙は、工事施工に必要な詰所、工作小屋、材料置場の仮設物を設ける場合は設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。

2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造または不燃材料などでおおい消火器を設けること。

3) 工事中足場等を設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け常に安全維持に注意すること。

4) 前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、乙の負担とする。

### 5. 軽微な変更

1) 本工事施工中機械・電気設備等の関係で発生する機器の内部構成、配置変更、配線経路変更等の軽微なる変更は、承諾函を提出し監督員に説明の上、承諾を得て乙の責任において行わなければならない。ただし、この場合においては、請負金額の増減は行わないものとする。

2) 本特記仕様書に記載されている電気機器等の仕様を変更する場合は、監督員に変更理由及び性能等の資料を提出し、承認を得た場合のみ使用することができる。

### 6. 他工事との取り合い

乙は、他工事との取り合いについては連絡を密にして互いに協力し施工上の取り合い、納まり等に支障を来すことのないよう十分注意しなければならない。

### 7. 既存施設との取り合い

本工事の承諾函作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設を十分調査し、完成後運転操作に支障を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

また、実際の工事において既設機器の改造または移設等を行う場合は、本工事範囲内の機器はもちろん本工事以外の機器についても損傷を与えてはならない。また、既設ケーブルについても同様に損傷を与えてはならない。

### 8. 停電作業

本工事は無停電で行わなければならない。ただし、停電作業をやむなく行う場合は、事前に監督員の承諾を受けた後でなければならない。

## 9. 他工事との関連

乙は、互いに工事工程の連絡を密にして停電作業がある場合は可能な限り同時に行うよう調整をとらなければならない。また、相互関連する工事箇所については本特記仕様書に記載する工事区分以外のものであっても、互いに打合せを行い、全体として完全な工事としなければならない。

また、本工事に使用する機器の製作者は、原則として既設使用機器の仕様にあわせなければならない。これによりがたい場合、既設使用機器の仕様が複数となっている場合または既設仕様機器の陳腐化が著しく既設使用機器と同様の仕様では一般的水準より劣ると判断される場合は、監督員と打合せの上、決定するものとする。

## 10. 工事前電力及び用水

- 1) 本工事及び検査に使用する電気、用水、電話の各設備は、原則として乙で用意し、料金を含めて自ら負担する。(工期当該月末までの期間とする。)ただし、監督員に事前申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、甲の施設を使用することが出来る。その際に発生した費用については乙の負担とする。
- 2) 試運転及び調整等に要する機械油、グリース、燃料等一切の油脂類(容器とも)は乙の負担とする。

## 11. 安全衛生管理

乙は、据付け及び建設工事に従事する工事者の安全と健康を確保し、全工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進にあたっては労働基準法、労働安全衛生法、その他関係規則等を遵守し、甲の指導方針に従い作業のすべてに安全が十分に活かされるよう最善を尽くすこと。また、安全衛生管理組織表を提示の上、作業員に周知徹底を行い、安全な作業を実施すること。

## 12. 下請負

乙は、その受注した工事を一括して下請負に付してはならない。また、下請負業者に関する責任の一切を負うのはもちろん以下の要件を満すことを乙にて確認しなければならない。

- 1) 乙が工事の施工に対し、総合的に企画、指導及び調整すること。
- 2) 下請負業者は、当該下請工事の施工能力を有すること。
- 3) 下請負契約を締結する際は、用水受水市町村(伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村)とするよう努めること。
- 4) 工事前資材の調達にあたっては、用水受水市町村(伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村)の取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。

## 13. 製作者の選定

本工事における機器及び材料は十分な実績と信頼性を求める必要があることから、製作者

は十分吟味し選定すること。その上で制作者リストを作成し、監督員に提出し許可を得ること。

#### 14. 施工の点検及び立会い

- 1) 施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、または調合を要する場合で監督員の指示するものは、監督員の立会いを受けること。
- 2) 各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。

#### 15. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当なる転倒防止の方法を講じるものとする。

#### 16. 障害物件の取扱

工事中、障害物件の取扱い及び取こわしの処置については、監督員の指示または承諾を受けるものとする。

#### 17. 工事対象物の管理業務

工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任は乙とする。

### 第4節 実運転試験及び運転指導

#### 1. 試験及び検査

- 1) 機器及び付属品の試験は、現地試験にて行うものとする。実運転試験は、全て機器を現場に据付け完了後、原則として監督員の立会いの下実施するものとする。
- 2) 試験は、単独試運転の後、全設備を総合試運転し、各種の連動運転・自動制御運転の試験を行うものとする。
- 3) 監督員が必要と認めたときは、公共または権威ある試験所その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出するものとする。
- 4) 検査を省略された機器材料についても、監督員の指定したものについては試験成績書を提出するものとする。
- 5) 機器の実運転試験は、原則として監督員立会いの下に行うが、当該機器が公認の規格による汎用品であるときはその成績書を提出して承諾を受けるものとする。
- 6) 試験及び検査に要する費用は、全て乙の負担とする。
- 7) 他工事との取り合いについては、連絡を密にして互いに協力し、機能の単体・総合確認試験を行えるよう計画をすること。

#### 2. 運転指導

- 1) 工事しゅん工引渡し前後、乙は直ちに専門技術者を派遣して甲に対し各設備の運転方法について十分な理解を得られるよう時期・期間を甲と十分に協議し、説明・指導を行うこと。その指導員の派遣費用は乙の負担とする。

## 2) 切替時の注意事項

本施設は、常時稼働施設であるため、事前に仮設計画及び切替計画書を作成し、監督員の承諾を得て切替を実施すること。ただし、監督員が必要なしと認めたときは、この限りでない。

## 3) 運転指導を行う装置

- (1) 次亜生成装置
- (2) その他監督員が必要と判断した装置

## 第5節 検 査

### 1. 工事の施工に伴い、次のとおり検査を行う。

- (1) 搬入検査
- (2) 施工確認
- (3) しゅん工検査

2. 搬入検査は、工事に使用する機器、材料について仕様、品質、数量等について監督員が行う検査である。

3. 施工確認は、工事の進捗に従って監督員が行う検査である。また、工事施工完了に伴う施工確認（下検査）は、工事最終工程終了時に全般にわたり施工状況を確認する。

4. しゅん工検査は、工事完成後、しゅん工届が受理された日から起算して14日以内に甲検査員が実施する。検査内容については、設備の機能、施工状態等の検査及び設計図書、各種試験成績書等に基づく仕様、性能の確認検査並びに工事写真、各種試験成績書、打合せ議事録、完成図書等の書類検査を行う。

なお、完成検査時に、検査対象機器の実運転試験が行えない場合は、実運転可能な時期に甲の指示により再度立ち会い、機器の実運転試験を行わなければならない。

## 第6節 提出書類等

### 1. 工事に必要な提出書類は次のとおりとし、提出先は監督員とする。

- (1) 着手届 1部（契約締結後の日の翌日から起算して10日以内）
- (2) 現場代理人及び主任技術者等の通知 1部
- (3) 工事工程表 1部（契約締結後5日以内）
- (4) 施工計画書 1部（現場工事着工前まで）
- (5) 施工協議書 1部（必要に応じて）
- (6) 承諾図 1部（仕様決定後速やかに）
- (7) 工期延長申請書 1部（必要に応じて）
- (8) しゅん工届 1部
- (9) 完成図書 1部

2. 完成図書の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 工事記録
- (2) 施工協議書
- (3) 施工計画書
- (4) 承諾図
- (5) 主要機器取扱説明書
- (6) 図面
- (7) 機器性能試験成績書
- (8) 工事写真
- (9) その他必要な書類

#### 第7節 保証期間

保証期間は、しゅん工検査後2年とする。

万一、保証期間中に原因が乙の責任である事故が発生した場合は、乙は無償で直ちに甲の指定する期間中に改造補修または新品との交換を行わなければならない。

また、保証期間以降であっても当然乙の責任に帰する施工及び作成不良が明らかとなった場合は、乙は誠意をもってその修繕または新品と交換しなければならない。

## 第2章 工事概要

### 第1節 工事概要

本工事は、箕輪浄水場薬品注入設備次亜生成装置の機能維持のため、電極板等の交換修繕を行うものである。

### 第2節 工事対象装置

1. 次亜生成装置（日本カーリット株式会社 ハイポセル CH-4080） 1式

### 第3節 工事範囲

1. 第2節記載装置の部品交換修繕
2. 第2節記載装置の現地試験調整

### 第4節 交換部品

1. 次亜生成装置電解槽 CH-4080 6室1ユニット+4室2ユニット
  - ・電極（陽極） 3個
  - ・電極（陰極） 3個
  - ・中間極（穴有） 7個
  - ・中間極（穴無） 4個
  - ・冷却板（処理有） 2個
  - ・ガスケット（アフラス） 14個
  - ・ガスケット（SEP） 18個
  - ・ガス分離弁体 3個
  - ・ガス分离器フロート 3個